

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

小海町長 様

「空き家バンク」登録申込書

住 所

氏 名

㊞

このことについて、小海町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申込みます。

- 1 契約交渉について、次のとおり（直接型）又は（間接型）のいずれかを選択します。
個別交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
契約交渉に関わる全てについて、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会佐久支部佐久平地区（空き家の場合。以下「協会」という。）又は一般社団法人小海町開発公社（別荘の場合。以下「公社」という。）へ仲介を依頼します。併せて、協会又は公社へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第 2 号)記載のとおりです。

注意

- (1) 小海町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っておりません。仲介を希望される方は、一般社団法人長野県宅地建物取引業協会佐久支部佐久平地区（空き家の場合。以下「協会」という。）又は一般社団法人小海町開発公社（別荘の場合。以下「公社」という。）への依頼をお勧めいたします。なお、協会、公社へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。
また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- (2) 小海町個人情報保護条例(平成 12 年条例第 27 号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供及び町が実施する空き家の利活用事業以外に利用いたしません。